

授業料免除申請方法についての注意事項

平成 26 年度より、以下の条件を全て満たす者は、後期授業料免除において、申請を簡略化して行えるようになっていきます（簡易申請）。

しかし、簡易申請が可能なのは後期のみであり、前期授業料免除では簡易申請を行えませんので、申請の際はご注意ください。

なお、後期に簡易申請を行う場合、原則として提出書類は指定用紙数枚と結果通知用の封筒のみとなり、所得証明書、住民票等各種証明書類の提出は不要となります。

簡易申請の条件

- ① 当該年度前期に授業料免除申請を行っている
- ② 前期申請時（4月1日時点）と10月1日現在で申請内容（家計状況、家族状況、就学状況等）に変更がない
（一般学生（注）で、前期からの変更点が貸与型の奨学金受給決定だけの者は、変更なしと見なします）
- ③ 前年10月1日以降に臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡所得等）を得ていない
- ④ 前期から在籍課程に変更がない
- ⑤ 留年者・修業年限超過者・残留者・仮進学者でない
- ⑥ 年度途中修了予定がない

（注）一般学生とは、独立生計者、私費外国人留学生以外の学生を指します。

平成 28 年 2 月 10 日
学 生 支 援 課